

## 平成23年度予算案概要

### 厚生労働省

#### 平成23年度厚生労働省予算案(一般会計)の全体像

(22年度当初予算額) 27兆5,561億円 ➔ (23年度予算案) 28兆9,638億円 (対22年度増額) (+1兆4,077億円)

#### 一般会計

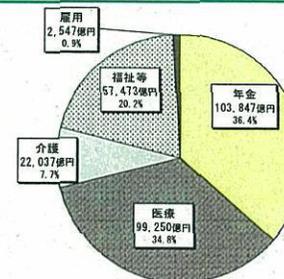
(単位:億円)

区分	平成22年度 予算額 (A)	平成23年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
一般会計	275,561	289,638	14,077	5.1%
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
科学技術振興費	1,125	1,090	△35	△3.1%
その他の経費	3,643	3,396	△247	△6.8%

【計数整理の結果、異動を生ずることがある。】

2

#### 平成23年度 厚生労働省一般会計予算案 社会保障関係費の内訳



(単位:億円)

	平成22年度 予算額 (A)	平成23年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
年金	101,354	103,847	2,493	2.5%
医療	94,594	99,250	4,655	4.9%
介護	20,803	22,037	1,233	5.9%
福祉等	50,780	57,473	6,693	13.2%
雇用	3,262	2,547	△715	△21.9%

【計数整理の結果、異動を生ずることがある。】

3

特別会計

(単位:億円)

区分	平成22年度 予算額 (A)	平成23年度 予算額 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
特別会計	842,693	838,563	△4,130	△0.5%
労働保険 特別会計	53,078	42,569	△10,509	△19.8%
年金特別会計	789,615	795,994	6,378	0.8%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

4

平成23年度厚生労働省予算案に盛り込んだ主な施策

子ども・子育て支援

(注) 子ども・子育て支援の予算の全体像については、別紙1(p.13)を参照

【子ども手当の充実】 【2兆77億円】  
 ○子ども手当に関しては、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出(給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円)  
 (注) 給付費総額 2兆9,356億円

- 現金給付に関しては、
- 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給
  - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担
  - ②以外の費用については、全額を国庫が負担

○地方が地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策(最低基準を満たす認可外保育施設への支援等)を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける(500億円)

(注) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組を行う。

5

【待機児童ゼロ特命チーム】

○待機児童解消の推進など保育サービスの充実 【総額200億円程度】

- 平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(再掲、新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、平成22年度補正予算で1,000億円を追加した「安心こども基金」(平成23年度末までカバー、都道府県に設置)から100億円程度を施設整備等に充てることにより、平成23年度は計200億円程度を措置する。

【不妊に悩む方への特定治療支援事業】【特別枠】

○不妊に悩む方への治療費助成を充実 【95億円】

- 医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。
- 従来1回あたり15万円を2回、通算5年→1回あたり15万円、1年目は年3回までに対象回数を拡大する(2年目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない。)

【育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備】

○「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施 【97億円】

- 代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスをを行う「両立支援アドバイザー(仮称)」(新規)を、都道府県労働局に配置(107人)する。
- 両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給する。
- 「イクメンプロジェクト」の実施により、男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(参考)【平成22年度補正予算】

- 保育サービスの基盤の整備と児童虐待の防止等 【968億円】
- 「安心こども基金」を積み増し、平成23年度末まで延長した上で、保育サービス等の充実(保育所等について年間5万人の受入れ定員増等)、すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実、児童虐待防止対策の強化等を推進する。
- 妊婦健診に対する公費助成の継続 【111億円】
- 平成23年度も妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援。

6

雇用・労働

(注) 雇用・労働の予算の全体像については、別紙2(p.14)を参照

【求職者支援制度の創設】

○無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度(求職者支援制度)を創設・恒久化し、成長力を支えるトランポリン型社会を構築 【775億円】

- 雇用保険(失業給付)を受給できない方々に、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付(10万円/月)を支給する。
- ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を実施する。

(参考)【平成22年度補正予算】

- 緊急人材育成支援事業の延長 【1,000億円】
- 雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する。

【雇用保険の機能強化】

○基本手当の充実と早期再就職のインセンティブの強化 【2,147億円】

- 基本手当の日額の上下限等を引き上げる。(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円)
- 再就職手当の給付率を引き上げる。(例 支給日数2/3以上の給付率:現行【法律本則30%、暫定措置50%】→60%に引き上げた上で恒久化)

(参考)平成23年度予算案における労働保険の保険給付等

- 失業等給付費として、2兆298億円(昨年度は2兆6,790億円)を計上。
- 労働者災害補償保険法に基づく業務災害及び通勤災害を受けた労働者に対する保険給付等として9,034億円(昨年度は9,094億円)を計上。

【最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業】【特別枠】

○最低賃金800円の実現に向けたワン・ストップ相談窓口の設置・助成金制度の創設 【50億円】

- 賃金引上げに取り組む中小企業の経営面と労働面の相談等にワン・ストップで対応する相談窓口を全国(167箇所)に設置する。
- 最低賃金引上げの影響が大きい13業界の全国規模の業界団体が、賃金底上げを図るための取組を行う場合に助成(上限2,000万円、15団体)を行う。
- 最低賃金700円以下の地域の中小企業が、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、労働率の増進に資する設備導入等を行う場合に助成(助成率1/2)を行う(※)。
- ※ 対象:地域別最低賃金700円以下の34道県、約7,500企業  
支給要件:1年当たり40円以上の賃金引上げなど

7

【若年者の就職促進、自立支援対策】

○新卒者、既卒者の就職支援 **【110億円】**

・新卒者・既卒者専門の「新卒者支援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図る。また、平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」や補正予算により倍増配置（928人→2,003人）した「学卒ジョブサポーター」による高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチング等を進めることにより、新卒者・既卒者の就職を支援する。

（参考）【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

- 新卒者就職実現プロジェクト **【予備費120億円、補正予算495億円】**
  - ・「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（「新卒者就職実現プロジェクト」）を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長。
  - ・補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な方を支援。

<各奨励金の具体的な内容>

- ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちOff-JT期間（3か月）は毎月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

【雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化】

○人材ニーズを踏まえ、成長分野における職業訓練を推進 **【317億円】**

・国や各地域に、関係機関による協議の場を設定し、そこで協議を経て、人材ニーズを踏まえた訓練計画等を毎年取りまとめる仕組みを創設する。

・大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、成長分野における職業訓練を推進する。

年金

【年金給付費国庫負担金】

○平成23年度における基礎年金国庫負担割合について、2分の1を維持 **【10兆3,755億円】**

【年金記録に関する紙台帳とコンピュータ記録との突合せ】

○年金記録に関する紙台帳とコンピュータ記録との突合せを促進 **【736億円】**

・被保険者名簿等の紙台帳等とコンピュータ上の年金記録について、高齢の年金受給者等の記録から突合せを進めていく。（全体の約3割）

【新たな年金制度の創設に向けた検討】

○新たな年金制度の創設に向けた検討のため、国民各層の方々との対話、意見聴取等を実施 **【1.1億円】**

【健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの推進】 **【特別枠】（新規）** **【131億円】**

○難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業 **【57億円】**

・難病やがん等の疾病の原因解明や診断法・治療法・予防法の開発、再生医療技術の臨床実用化のための研究等を推進する。

※難病に関する研究は、既存の事業とあわせて100億円（うち特別枠20億円）

○日本発のがんワクチン療法による革新的がん治療の開発研究事業 **【13億円（再掲）】**

・がん患者が仕事とがん治療を両立できるような日常生活の質の向上に資する新たな治療法として、日本発のがんワクチン療法の実用化に向けた臨床開発研究を強力に推進する。

○世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点整備事業 **【33億円（一部再掲）】**

・ヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点を整備するため、対象医療機関における人材の確保、診断機器の整備等に係る財政支援を行う。（がん等の重点疾患分野ごとに拠点を選定し、計5箇所を整備する予定。）

○先端医療技術等の開発・研究推進事業（国立高度専門医療研究センター） **【43億円】**

・国立高度専門医療研究センターの豊富な症例数、専門性等を活かし、バイオリソース（血液等の生体試料）等の蓄積、先端医療技術等の開発を進めるとともに、知的財産管理のための人材確保を行う。

○日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器事業戦略相談推進事業 **【999万円】**

・日本発シーズ（医薬品・医療機器の候補となる物質・技術等）の実用化に向けて、産学官からなる懇談会を設置し、相談対象範囲の選定等を検討した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等にかかる実質的・実務的な相談（事業戦略相談）に応じる。

○医療情報データベース基盤整備事業 **【3.7億円】**

・全国の大学病院等5箇所1,000万人規模のデータを収集するための医療情報データベースを構築するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に情報分析システムを構築し、医薬品等の安全対策を推進する。

※基盤整備に必要な経費の1/2を国が負担し、残りの1/2は（独）医薬品医療機器総合機構が負担

○福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 **【830万円】**

・福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等を対象として、臨床的評価や介護保険施設等におけるモニター調査等を実施する。

医療・健康

【地域医療支援センター運営経費】 **【特別枠】**

○医師の地域偏在を是正するため、地域医療支援センターを設置する都道府県を支援 **【5.5億円】**

・地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、都道府県（※）が実施する「地域医療支援センター」の運営について財政支援を行い、各都道府県の医師確保対策の取組を支援する。

※平成23年度は、先行的に、県内医師の地域偏在が大きい、へき地、無医地区が多い等の15の都道府県で実施予定。

（参考）【平成22年度補正予算】

- 都道府県を単位とした高度・専門医療、救急医療等の整備・拡充等 **【2,100億円】**
- 都道府県に設置されている「地域医療再生基金」を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備・拡充する。

【がん対策の総合的かつ計画的な推進】 **【一部特別枠】**

○働き盛り世代のがん予防対策など、がん対策の強化・拡充 **【343億円】**

・新たに、大腸がん検診について、働き盛り世代（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）が無料で検診を受けることができるようにするとともに、女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診推進事業を継続し、市町村のがん検診体制を整備する。

・加えて、がん診療拠点病院の機能強化や、総合的な相談支援体制の整備などを図り、がん対策を総合的に強化する。

（参考）【平成22年度補正予算】

- 子宮頸がん等のワクチン接種の促進 **【1,085億円】**
- 都道府県に基金を設置し、市町村における子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対する財政支援を行い、既存事業の検診と併せ、子宮頸がん予防対策を万全なものとする。

【国民の安心を守る肝炎対策の強化】 **【一部特別枠】**

○医療費助成や検査の個別勧奨などによる肝炎対策の強化 **【238億円】**

・国内最大級の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎について、引き続き医療費助成を行うとともに、40歳以上の5歳刻みの方への肝炎ウイルス検査受検に関する自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューの追加、適切な治療へつなげるための人材養成など、早期発見・早期治療のための各種施策を強化する。

【HTLV-1対策の強化】

○HTLV-1関連疾患に関する研究の推進 **【10億円】**

・HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）への感染対策と、これにより発症するATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1関連脊髄症）の診断・治療法に関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策の連携により、総合的に推進するため、HTLV-1関連疾患研究領域を創設し、研究費の拡充を図る。

介護

【地域包括ケアの推進】

○24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の推進 **【特別枠】** **【新規】** **【27億円】**

・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを60か所で行う等

○介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施 **【新規】** **【9.4億円】**

・特別養老老人ホーム、障害者（児）施設や在宅等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の各都道府県における養成を支援する。

（参考）【平成22年度補正予算】

- 地域の日常的な支え合い活動の体制づくり **【200億円】**
- NTFQ法人、福祉サービス事業者等の協働による、見守り活動チーム等の人材育成、家族介護者支援、地域資源を活用した徘徊3S等のネットワークの整備等の実施

障害者支援

【障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業】 **【特別枠】** **【100億円】**

○障害者があつて自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行や地域生活の支援を充実させるため、①地域での安心生活を支援する事業、②在宅の精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）事業、③地域で暮らす場の整備事業を、緊急的かつ総合的に行うこととし、これらの事業に係る経費を支援

① 地域移行のための安心生活支援 **【新規】** **【10億円】**

・市町村で障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプランを作成し、それに基づき、夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の事業を面的に一体的に行う体制を整備するとともに、移動支援やコミュニケーション支援等、地域での活動支援を更に必要とする場合には、その経費を重点的に支援する。（100箇所）

② 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）推進事業 **【新規】** **【7億円】**

・未治療者、治療中断者などの在宅の精神障害者に対し、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動等を実施する。（25か所（定額補助））

③ 地域で暮らす場の整備推進 **【83億円】**

・障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム（都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成）の地域で暮らす「住まいの場」の整備、就労支援等の「日中活動の場」の整備など、障害者が地域で暮らす場等を確保する。

（参考）【平成22年度補正予算】

- 障害者自立支援対策臨時特別基金の積み増し **【39億円】**
- 施設サービスの昼夜分離や就労支援の充実等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援機器や障害者のための自立支援機器の開発・普及を促進するため、基金の積み増しを行う。

**福祉一般・生活保護**

【被保護者の社会的な居場所づくりの支援】  
 ONPO、企業、市民等と行政が協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもへの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組を推進  
 【セーフティネット支援対策等事業費補助金（200億円）の内数】  
 (例) ・農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託  
 ・公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託  
 ・生活保護世帯の子どもに対して学ぶ意欲や勉強を教える学習支援事業をNPO法人に委託

【生活保護に係る国庫負担】  
 ○生活保護を必要としている方について適切に保護を行う [2兆5,676億円]  
 (参考) 【平成22年度補正予算】  
 ○困窮・困難者の「絆」再生事業の実施【特別枠】 [100億円]  
 ○生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備【特別枠】 [500億円]  
 ○「住まい対策」の拡充の延長(制度見直し)

【自殺・うつ病対策の推進】  
 ○未治療者、治療中断者などの在宅の精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）を実施するとともに、うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法の普及などの取組を推進 [4.9億円]  
 (参考) 【平成22年度補正予算】  
 ○うつ病に対する医療等の支援体制の強化 [7.6億円]

**戦没者遺族等の支援**

【平和を祈念するための硫黄島特別対策事業】【特別枠】  
 ○国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進 [1.2億円]  
 (参考) 【平成22年度補正予算】  
 ○遺骨帰還事業の推進【一部特別枠】 [6.4億円]

**総合的な子ども・子育て支援の推進(平成23年度予算案等での対応)**

別紙1

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を踏まえ、平成23年度予算案等において、妊産期・出産等の保健医療、子ども手当の支給、待機児童解消の推進や仕事と子育ての両立支援など子育てに係る支援策を充実させることを通じて、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

【妊産期・出産】	【乳幼児期】	【学習期】
<p>○妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長【補給】 [111億円(平成22年度補正予算)] 妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援</p> <p>○出産に関わる経済的負担の軽減 [92億円(平成23年度予算案)] 出産育児一時金を42万円支給し、妊産婦の経済的負担を軽減【補給】 ※このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度(地方財政措置分を含む)</p> <p>○不妊治療への支援【拡充】 [95億円(平成23年度予算案)] 配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成(1回15万、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年まで、通算10回を超えない))</p> <p>○周産期医療体制の充実【補給】 [71億円(平成23年度予算案)] 総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのMFCU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等の財政支援</p>	<p>○子ども手当の上積み【拡充】 [2兆77億円(平成23年度予算案)] ・3歳未満の子どもに、子ども手当を2万円を上積みして支給(引き続き、中学校修了前の子どもに、1万3千円の子ども手当を支給) ・自治体が現物サービス充実のために使える新たな交付金制度を創設(500億円)</p> <p>○待機児童解消策の推進【拡充】 [4,100億円(平成23年度予算案)] ・保育所等の受入児童数(毎年約5万人)の拡大 ・待機児童ゼロ特命チームの「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的な施策の実施(総額200億円程度) ※新たな交付金(500億円)と安心こども基金(968億円)により各々100億円程度を実施</p> <p>○安心こども基金の積み増し・延長【拡充】 [968億円(平成22年度補正予算)] ・保育所の整備等 ・地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備 ・子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げなどの児童虐待防止対策の強化を推進</p> <p>○ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進【補給】 [1,887億円(平成23年度予算案)]</p> <p>○小児の慢性疾患等への支援【補給】 [161億円(平成23年度予算案)]</p> <p>○子宮頸がん等のワクチン接種の促進【新規】 [1,085億円(平成22年度補正予算)] ・地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対する財政支援(都道府県に基金を設置)</p>	<p>○放課後児童クラブの充実【拡充】 [308億円(平成23年度予算案)] ・放課後子どもプランの着実な推進 ・放課後児童クラブの箇所数の増(24,872→25,591か所)や開設時間の延長</p> <p>○児童虐待への対応など要保護児童対策【補給】 [915億円(平成23年度予算案)] ・こころには赤やん事業や施設におけるケア単位の小規模化等を推進</p> <p>○育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備【補給】 [97億円(平成23年度予算案)]</p>

**厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進(平成23年度予算案等での対応)**

別紙2

現下の雇用情勢に適切に対応するため、「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえ、新成長戦略の「ステップ2」を着実に実施し、加えて「ステップ3」として、本格的な「雇用・人材戦略」の推進を図る。具体的には、平成23年度予算案等において、求職者支援制度の創設、新卒者等への就職支援、雇用保険の機能強化や最低賃金の引上げに向けた取組など雇用・労働に係る支援策を充実させ、総合的な雇用・労働政策を推進する。

(注)「実施の措置」は、平成23年度予算案の事業、「点検の特例」は、平成22年度の「経済危機対応・地域活性化予備費」又は平成22年度補正予算において措置されたもの。

雇用を「つなぐ」	雇用を「創る」	雇用を「守る」
<p>○求職者支援制度の創設【新規】 [775億円] 雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練、訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度を恒久化</p> <p>○緊急人材育成支援事業の延長【補正:1,000億円】 「緊急人材育成支援事業」を「求職者支援制度」の制度拡大まで関係延長</p> <p>○雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化【補給】 [317億円] 大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、成長分野における職業訓練を推進</p> <p>○ジョブカード制度の推進【補給】 [107億円]</p>	<p>○新卒者、既卒者の就職支援【補給】 [110億円] ・RO-ワークに学卒373サポートを配置 ・大学との連携を強化し、求人確保等就職面接の開催への協力等を推進 ・「新卒応援RO-ワーク」や「新卒者就職応援本部(RO-ワーク、地公体、労働界、学校等)により構成」の活用を促進</p> <p>○新卒者就職実現プロジェクト【予備費:120億円、補正:495億円】 「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を創設し(予備費)、平成23年度末まで延長(補正予算)、「既卒者育成支援奨励金」を創設(補正予算)</p> <p>○パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施【補給】 [3.9億円] パーソナルサポートサービスモデル事業を行っている自治体に、職業相談・職業紹介を行う就職支援ナビゲーター(80人)を配置</p> <p>○パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施(予備費:29億円) パーソナルサポートサービスをモデル事業として実施</p>	<p>○成長分野等の人材育成支援事業の創設【補給:500億円】 健康・環境分野や関連するものづくり分野に、労働者を雇い入れ又は異分野からの配置転換を行った事業主が訓練を実施する場合の実費を支援(上限20万円)</p> <p>○雇用調整助成金【補給】 [3,927億円] 企業の雇用維持を支援する雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を支給</p> <p>○雇用調整助成金の要件緩和【補正:制度見直し】 急激な円高の影響により、生産量等の回復が遅れている事業所に対して支給要件を緩和</p> <p>○雇用保険の機能強化【補給】 拡充効果額383億円 [2,147億円(失業等給付費 2兆298億円)] ・基本手当の日額の上下限等を引き上げる。(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円) ・再就職手当の給付率を引き上げる。(例 支給残日数2/3以上の給付率:現行(法律本期)30%、暫定措置50% → 80%に引き上げた上で恒久化)</p> <p>○最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援【補給】 [501億円] ・賃金引上げに取り組む中小企業の経営面の相談等にワンストップで対応する相談窓口を全国(167箇所)に設置 ・最低賃金引上げの影響が大きい3業界の全国規模の業界団体が、賃金引上げを図るための取組を行う場合に助成(上限2,000万円、15団体) ・最低賃金700円以下の地域の中小企業が、賃金を計画的に400円以上に引き上げ、労働生産性の増進に資する設備導入等を行う場合に助成(助成率1/2)</p> <p>○労働者のメンタルヘルス対策の推進【補給】 [36億円] 14</p>

(参考)「元氣な日本復活特別枠」の要望

事項	平成23年度予算案(億円)	備考
新卒者就職実現プロジェクト	(120億円) (495億円)	・平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費「新卒者就職実現プロジェクト」 ・平成22年度補正予算「新卒者就職実現プロジェクト」の拡充
地域医療確保推進事業	19	
障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業	100	
24時間地域巡回訪問サービス・家族介護者支援(レスパイトケア)等推進事業	27	
認知症高齢者グループホーム等防災備増等支援事業	(302億円)	平成22年度補正予算「認知症高齢者グループホーム等防災備増等支援事業」の一部
徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業	(200億円)	平成22年度補正予算「地域支え合い体制づくり」事業の一部
最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業	50	
貧困・困難者の「絆」再生事業	(100億円)	平成22年度補正予算「貧困・困難者の「絆」再生事業」
生活・居住セーフティネット支援事業	(500億円)	平成22年度補正予算「生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備」事業の一部
子宮頸がん予防対策強化事業	(1,085億円)	平成22年度補正予算「子宮頸がん等のワクチン接種の促進」事業の一部
働く世代への大腸がん検診推進事業	41	
国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業	35	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	95	
健康寿命社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	131	
平和を祈念するための硫黄島特別対策事業	12 (6.4億円)	平成22年度補正予算「遺骨帰還事業の推進」事業の一部

医政発0210第8号  
平成23年2月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について（通知）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成23年4月1日から施行されることとなったところであり、また、臨床修練制度の運用及び審査期間の見直しを併せて行うこととしたところである。

貴職におかれては、下記の事項について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等へ周知方願いたい。

記

#### 第一 改正省令等の趣旨

「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、医師・看護師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化を図る観点から制度・運用の見直しを行うこととされた。

これを受けて、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号。以下「規則」という。）を改正し、臨床修練の許可申請書に添付することとされている書類（以下「添付書類」という。）を簡素化するとともに、臨床修練の許可申請書の様式を見直すこととした。また、臨床修練の許可に係る運用を見直すとともに、臨床修練の許可並びに臨床修練指導医、臨床修練指導歯科医及び臨床修練指導者の認定の処理期間を短縮することとした。

#### 第二 改正省令の内容

- 1 以下に掲げる書類について、添付書類から除外したこと。（規則第4条第2項）
  - (ア) 臨床修練を終えた後、外国において診療等に従事することを証する書類
  - (イ) 外国で、免許の取消し等の処分を受け、その資格に係る業務を行うことができない者等に該当しない旨を申述する書類
  - (ウ) 日本国内で、資格に係る業務に関する犯罪又は不正の行為があった者等に該当しない旨を申述する書類
- 2 添付書類のうち、外国において医師等に相当する資格を有することを証する書面について、原本ではなく写しを添付することとしたこと。（規則第4条第2項第3号）
- 3 添付書類のうち、一定の事項を記載した診断書について、日本の医師によるもののみならず、外国の医師（申請者本人を除く。）によるものであっても差し支えないこととしたこと。（規則第4条第2項第7号）
- 4 臨床修練の許可申請書について、1に掲げる事項に関する申述欄を設けることとしたこと。（規則様式第1号）

#### 第三 「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」の一部改正

「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」（平成6年10月31日付け健政発第782号）の別添2中「外国医師又は外国歯科医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練」に改め、別添2の別表第9中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」に、「二月」を「一月」に改めること。

#### 第四 臨床修練の許可に係る運用の見直し

- 1 臨床修練の許可については、許可申請者の入国後に、許可申請書及びその添付書類を厚生労働大臣に提出することによって申請しなければならないこととしてい



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
〔厚生労働一六〕

告 示

○即席めん製造業における世帯別の雇傭の制限に関する公正競争規約外十二件の一部変更を認定した件  
〔公正取引委・消費審庁一〕  
○国民年金法施行令第七條及び第八條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納するの場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件〔厚生労働三〇〕

官庁報告

官庁事項

平成二十三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額(内閣)

るが、今般、許可申請書及びその添付書類(旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し(以下「旅券等」という。)を除く。)については、許可申請者の入国前に、厚生労働大臣に提出することとして差し支えないこととしたこと。なお、旅券等については、許可申請者の入国後に、厚生労働大臣に提出しなければならないことに留意すること。

2 以下の要件を満たす場合には、許可申請者の入国日の翌日(入国日が(7)の入国予定日より早まった場合にあっては入国予定日)から起算して5日以内(行政機関の休日については、日数として計算しない。)に、臨床修練の許可を行うこととしたこと。

(7) 入国予定日の15日前までに、許可申請書及びその添付書類(旅券等を除く。)及び在留資格認定証明書の写しについて、郵送により厚生労働省に提出されていること(入国予定日の15日前までに厚生労働省に到達していることを要する。)

(4) 入国日の当日中に、旅券等について、メール又はファクシミリにより厚生労働省に提出されていること。

(5) 許可申請書及びその添付書類に不備等が認められないこと。

(6) 許可申請書及びその添付書類の内容を審査した上で、臨床修練の許可を与えて差し支えないものと認められること。

第五 施行期日等

1 改正省令については、平成23年4月1日から施行することとしたこと。ただし、改正省令の施行の際現にある様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

2 第三及び第四に関する取扱いについては、平成23年4月15日から適用することとしたこと。

公 告

裁判所 諸事項  
破産、免責、更生関係  
特殊法人等  
独立行政法人産業技術総合研究所特定計算器型式承認、独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会決議・司法修習委員参見規則一部改正、弁護士推薦委員会規則中一部改正関係  
地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第十六号  
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律(昭和六十二年法律第十九号)第三條第一項の規定に基づき、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年二月十日  
厚生労働大臣 細川 律夫  
改正する省令  
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。  
第四條第二項第二号を削り、同項第三号中「看護師等」を「法第三條第四号ハからまでに掲げる資格(以下「看護師等」という。)に改め、(其前)の下に」の字を加え、同項を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一括し、並び上げ、同項第七号中「記載した医師」の下に「外国において候補に相当する資格を有する者を含む。」を、添削書の下に「前項に規定する者が世帯単位で成したものを除く。」を加え、同項を同項第六号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を同項第八号とし、同項第十二号を同項第九号とし、同項第十四号(第一項第十一号)を「第三項第八号」に改める。



(削除)

- 3 (略)
- 4 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等(以下「臨床修練外国医師等」という。)は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

改正案

- (許可の申請手続等)
- 第四条 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 (削除)
  - 二 外国において医師若しくは歯科医師又は法第二條第四号ハからヨまでに掲げる資格(以下「看護師等」という。)に相当する資格を有することを証する書面の写し
  - 三 (略)
  - 四 (略)
  - 五 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師(外国において医師に相当する資格を有する者を含む。)(の診断書(前項に規定する者が自ら作成したものを除く。))

訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士  
法第三條第三項第二号及び第四項第二号に該当しない者である旨

- ハ 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 法第三條第三項第二号に該当しない者である旨
- 九 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項に係る申述書
  - イ 医師又は歯科医師、成年被後見人及び被保佐人並びに罰金以上の刑に処せられた者その他医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨
  - ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士 罰金以上の刑に処せられた者その他当該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨
  - ハ 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 当該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 (略)
- 十八 (略)
- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)
- 二十三 (略)
- 二十四 (略)
- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 (略)
- 三十一 (略)
- 三十二 (略)
- 三十三 (略)
- 三十四 (略)
- 三十五 (略)
- 三十六 (略)
- 三十七 (略)
- 三十八 (略)
- 三十九 (略)
- 四十 (略)
- 四十一 (略)
- 四十二 (略)
- 四十三 (略)
- 四十四 (略)
- 四十五 (略)
- 四十六 (略)
- 四十七 (略)
- 四十八 (略)
- 四十九 (略)
- 五十 (略)
- 五十一 (略)
- 五十二 (略)
- 五十三 (略)
- 五十四 (略)
- 五十五 (略)
- 五十六 (略)
- 五十七 (略)
- 五十八 (略)
- 五十九 (略)
- 六十 (略)
- 六十一 (略)
- 六十二 (略)
- 六十三 (略)
- 六十四 (略)
- 六十五 (略)
- 六十六 (略)
- 六十七 (略)
- 六十八 (略)
- 六十九 (略)
- 七十 (略)
- 七十一 (略)
- 七十二 (略)
- 七十三 (略)
- 七十四 (略)
- 七十五 (略)
- 七十六 (略)
- 七十七 (略)
- 七十八 (略)
- 七十九 (略)
- 八十 (略)
- 八十一 (略)
- 八十二 (略)
- 八十三 (略)
- 八十四 (略)
- 八十五 (略)
- 八十六 (略)
- 八十七 (略)
- 八十八 (略)
- 八十九 (略)
- 九十 (略)
- 九十一 (略)
- 九十二 (略)
- 九十三 (略)
- 九十四 (略)
- 九十五 (略)
- 九十六 (略)
- 九十七 (略)
- 九十八 (略)
- 九十九 (略)
- 百 (略)

現行

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和六十二年厚生省令第四十七号)(抄)  
(傍線部分は改正部分)

- (許可の申請手続等)
- 第四条 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 臨床修練を終えた後、外国において診療又は法第二條第四号ハからヨまでに掲げる資格(以下「看護師等」という。)に相当する資格に係る業務に従事することを証する書類
  - 三 外国において医師若しくは歯科医師又は看護師等に相当する資格を有することを証する書面
  - 四 (略)
  - 五 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師の診断書
- 六 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項を証する書面
  - イ 医師又は歯科医師 法第三條第三項第二号及び第三号並びに第四項第二号に該当しない者である旨
  - ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能

写真 photo 10mm×30mm	収入印紙 revenue stamp	申請番号	
		提出年月日	

臨床修練許可申請書  
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

厚生労働大臣 殿  
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。  
Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
氏名 Name	原語表記 In the original letters	
	英語表記 In English	
	日本語表記(カタカナ) In Japanese Katakana	
性別 / Sex	<input type="checkbox"/> 男/Male <input type="checkbox"/> 女/Female	
出生地/Place of birth		
本国における居住地 Home town/city		
日本における居住地 Address in Japan		
電話番号/Telephone No.		
臨床修練終了後の予定 Plans after the advanced clinical training	<input type="checkbox"/> 帰国/Return to your country <input type="checkbox"/> 勤務予定先/Intended place of work <input type="checkbox"/> その他/others	

現行

様式第一号(第四号関係) (平19厚労令22・金2)

写真 photo	収入印紙 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨床修練許可申請書

APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。

Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

国籍 Nationality	出生地 Place of Birth
日本における居住地 Present Address in Japan	c/o _____ 方
電話番号 TEL. No.	( )
氏名 Name	(原語) (In Original Letters)
	(ローマ字) (In Roman Letters) (Last) (First) (Middle)
	(カタカナ) (In Japanese Katakana) (Last) (First) (Middle)
性別 / Sex	<input type="checkbox"/> 男 Male <input type="checkbox"/> 女 Female
生年月日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
理解し、使用する能力を有する外国語 Foreign Languages which You can understand and use	

D (日法八五三・五) ⑤

-39-

外国医師(歯科医師・看護師) 資格 Foreign license of medical practitioner (dental practitioner/nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the license is obtained	
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained	年 月 日 Year Month Day
	資格の名称 Name of the license	原語表記 In the original letters 英語表記 In English 日本語表記(カタカナ) In Japanese Katakana
臨床現場で用いる主な外国語 Languages which you use in the hospital	<input type="checkbox"/> 日本語/Japanese <input type="checkbox"/> 英語/English <input type="checkbox"/> その他の外国語/other language ( )	
日本国及び外国において 失格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保護人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes 具体的な内容/Details ( )
	免許停止等の行政処分を受けたことの有無 License suspension	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes 具体的な内容/Details ( )
刑事に因り、犯罪又は不正の行を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes 具体的な内容/Details ( )	

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日  
Year Month Day

- (注 意) (Remarks)
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
Use the paper of Japan Industry Size A-4.
  - ※印の欄には、記入しないこと。  
Column with ※sign is for official use only.
  - ボールペンを用い、かじり又はブロック体ではっきり記入すること。  
Write clearly in block letters with ball point pen.
  - 収入印紙には、消印をしないこと。  
Don't seal the revenue stamp.
  - 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。  
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

外国医師(歯科医師・看護師等) 資格 Foreign License of Medical Practitioner (Dental Practitioner - Nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the License is obtained	資格の名称 Name of the License (原語)(In Original Letters)
	資格を取得した年月日 Date when the License is obtained	(カタカナ) (in Japanese Katakana)

厚生労働大臣 殿  
To: Minister of Health, Labour and Welfare

年 月 日  
(Date) Year Month Day

署名  
Signature

- (注 意) (Remarks)
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
Use the paper of Japan Industry Size A-4.
  - ※印の欄には、記入しないこと。  
Column with ※sign is for official use only.
  - 該当する不動文字を○で囲むこと。  
Encircle the fixed letters.
  - 黒ボールペンを用い、かじり又はブロック体ではっきり記入すること。  
Write clearly in block letters with ball-point pen.
  - 収入印紙には、消印をしないこと。  
Don't seal the revenue stamp.
  - 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。  
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

D (日法八五三・五) ⑤

第四十五号 厚生 (外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則) 二五八